

## I 家庭と学校が連携した健康管理の徹底

- 朝夕の検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認
  - ・家庭での検温・健康観察等の徹底を依頼、同居家族の状況の把握
  - ・健康観察カードへの必要事項の記入を依頼
- 登校後の体調不良児童生徒への対応の構築
  - ・SHR等でのカード等による健康観察の実施
  - ・検温等を未実施の児童生徒には、健康観察を実施
  - ※ 発熱等の症状が認められた場合は、保護者に連絡の上、帰宅させる  
(帰宅困難な場合は、安全に帰宅できるまでの間、他の者との接触を避け、別室で待機させる)

## II マスク着用の徹底

- マスクの着用の徹底
  - ・登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる
  - ・特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクの着用を徹底させる
  - ※ 熱中症の防止対策として、児童生徒にはこまめに水分補給をさせ、健康状態を把握する

## III 「3つの密」の回避の徹底

- 換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底 (こまめに換気)
  - ・可能な限り、常時2方向の窓を開放する
  - ・エアコンの使用時も換気を行う
  - ・環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ
- 多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離 (1m以上) の確保
  - ・不必要な身体接触を避ける (握手や手つなぎ、ハイタッチ等)
  - ・並び方や座席の配置等を工夫する (1m以上の間隔を開ける)
  - ・学年集会などにおいても、身体的距離を確保する (広いスペースが確保できる場所)
- 近距離での会話や発声などの密接場面を作らない
  - ・授業時や昼食時は、対面にならないようにする
  - ・廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法 (左側通行など) を定める
  - ・来客者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

## IV 手洗い等の徹底

- 流水と石けんによるこまめな手洗いの励行
  - ・手洗いのタイミング ⇒ 登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食 (昼食) の前後など
  - ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない
  - ・必要に応じて手指消毒液を活用する

## V 環境衛生管理の徹底

- 児童生徒が触れる共用箇所 (ドアノブ、手すり、スイッチなど) の1日1回以上の消毒
  - ・消毒用エタノールだけでなく、入手しやすい次亜塩素酸ナトリウム液も積極的に活用する
- 児童生徒による清掃時の留意点
  - ・清掃時は、マスクをすするとともに私語をしないで取り組ませる
  - ・清掃後には石けんによる手洗いを行う
  - ・体調不良者用の部屋やトイレは、児童生徒には清掃させない